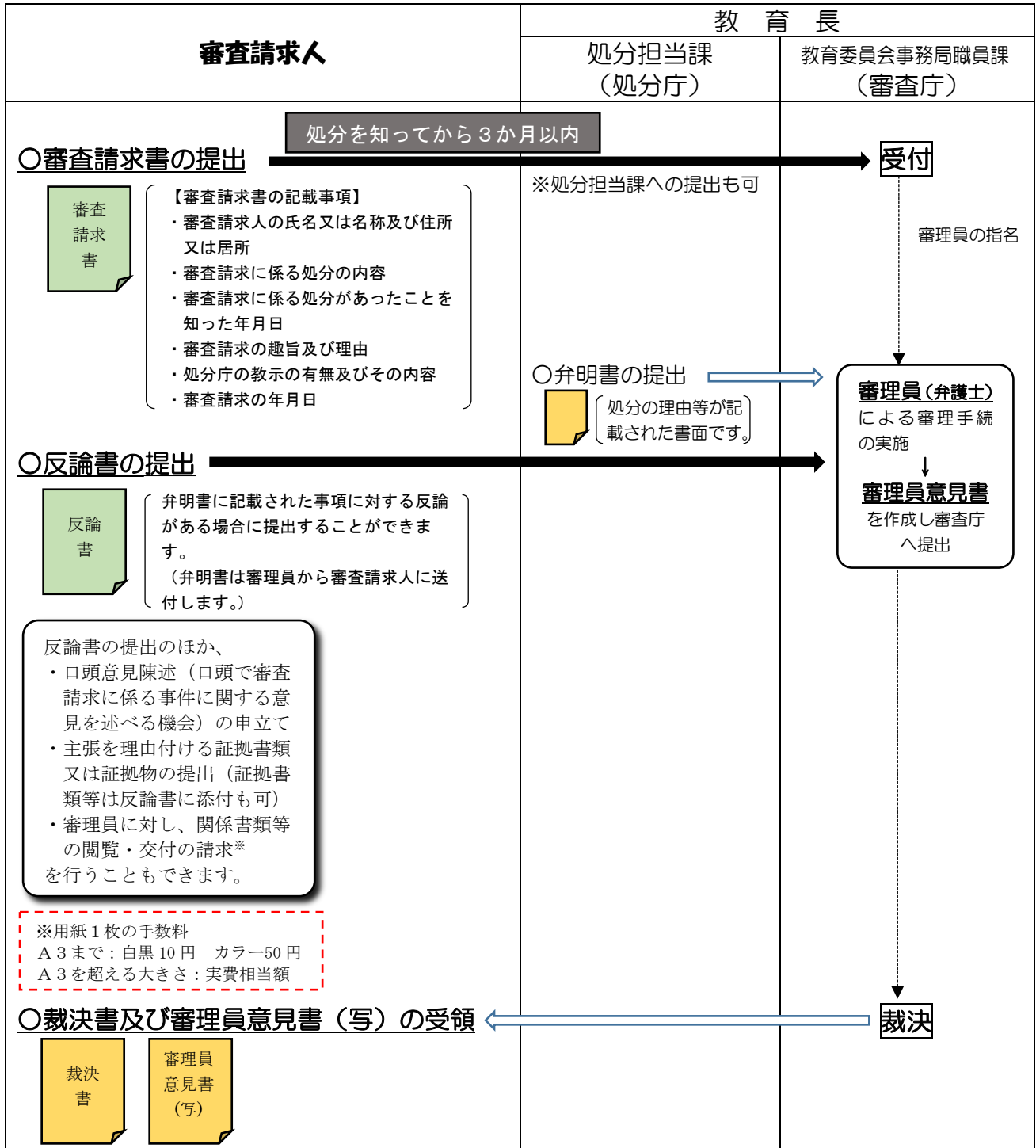


行政処分等に関する審査請求について

(審査請求先が教育長の場合)

行政処分等に関して不服があるときは、行政不服審査法に基づき、審査請求(不服申立て)を行うことができます。



★行政処分の通知書等に記載している教示文も併せて御覧ください。

(注意)

上記の流れは、審査庁が教育長となる審査請求の場合のものです。審査庁が教育長以外の場合や審査請求以外の不服申立てについては、手続の流れが異なります。詳細は、処分を行った担当課までお問い合わせください。